

令和7年第1回芸西村議会「定例会」議事日程

令和7年3月14日

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第2号 | 教育長の任命について |
| 日程第2 | 議案第3号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第4号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第5号 | 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第6号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第7号 | 芸西村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第8号 | 芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第9号 | 芸西村印鑑条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第10号 | 芸西村民会館、芸西村保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第11号 | 芸西村老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第12号 | 芸西村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第13号 | 芸西村教育支援センターの設置及び運営に関する条例 |
| 日程第13 | 議案第14号 | 芸西村憩ヶ丘運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第15号 | 芸西村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 議案第16号 | 芸西村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 議案第17号 | 令和6年度芸西村一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第17 | 議案第18号 | 令和6年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第18 | 議案第19号 | 令和6年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第4号） |

- 日程第19 議案第20号 令和6年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第21号 令和6年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第22号 令和6年度芸西村簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第23号 令和6年度芸西村下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第24号 令和7年度芸西村一般会計予算
- 日程第24 議案第25号 令和7年度芸西村国民健康保険特別会計予算
- 日程第25 議案第26号 令和7年度芸西村介護保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第27号 令和7年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第28号 令和7年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第28 議案第29号 令和7年度芸西村簡易水道事業会計予算
- 日程第29 議案第30号 令和7年度芸西村下水道事業会計予算
- 日程第30 議案第31号 区域外路線の認定について
- 日程第31 議案第32号 芸西村憩ヶ丘運動公園の指定管理者の指定について
- 日程第32 閉会中の継続調査の申し出

招 集 年 月 日 令和7年3月14日（金）

招 集 の 場 所 芸西村役場議場

開 会 時 間 午前9時00分

応 招 議 員

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	堀川 友久	○	2	坂本 史	○	3	山本 俊二	○
4	濱田 圭介	○	5	安岡 公子	○	6	西笛 千代子	○
7	岡村 俊彰	○	8	小松 康人	欠	9	岡村 星弥	○
10	仙頭 一貴	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	松本 巧	副 村 長	都築 仁	総 務 課 長	長崎 寛司
会 計 管 理 者	高松 千恵	健康福祉課長	荒井 祐輔	産 業 振 興 課 長	吉永 卓史
土 木 環 境 課 長	山本 裕崇	教 育 次 長	佐藤 大輔	総 務 課 長 補 佐	池田 豪
健康福祉課長補佐	松井 久美	健康福祉課長補佐	小松 司沙	産 業 振 興 課 長 補 佐	常光 紘正
土 木 環 境 課 長 補 佐	山崎 純裕	企 画 振 興 課 長 補 佐	岡村 公順	教 育 委 員 会 課 長 補 佐	岡村 まきみ

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

【議事の経過】

令和7年3月14日（金）

[9:00開会]

《開会》

○ 仙頭 一貴 議長

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、令和7年第1回芸西村議会定例会第3日を開会します。本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《諸般の報告》

○ 仙頭 一貴 議長

日程に入る前に諸般の報告をします。8番小松康人君より欠席届が提出されており欠席となっております。以上をもって諸般の報告を終わります。

《日程第1》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第1、議案第2号教育長の任命についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

《日程第2》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第2、議案第3号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第3号は原案のとおり決定しました。

《日程第3》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第3、議案第4号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第4号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第4号は原案のとおり決定しました。

《日程第4》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第4、議案第5号非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第5号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第5号は原案のとおり決定しました。

《日程第5》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第5、議案第6号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第6号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第6号は原案のとおり決定しました。

《日程第6》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第6、議案第7号芸西村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第7号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第7号は原案のとおり決定しました。

《日程第7》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第7、議案第8号芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第8号は原案のとおり決定しました。

《日程第8》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第8、議案第9号芸西村印鑑条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第9号は原案のとおり決定しました。

《日程第9》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第9、議案第10号芸西村民会館、芸西村保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第10号は原案のとおり決定しました。

《日程第10》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第10、議案第11号芸西村老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 11 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 11 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 11》

- 仙頭 一貴 議長
日程第 11、議案第 12 号芸西村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 12 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 12 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 12》

- 仙頭 一貴 議長
日程第 12、議案第 13 号芸西村教育支援センターの設置及び運営に関する条例を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 13 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 13 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 13》

- 仙頭 一貴 議長
日程第 13、議案第 14 号芸西村憩ヶ丘運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 14 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 14 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 14》

- 仙頭 一貴 議長

日程第 14、議案第 15 号芸西村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 15 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 15 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 15》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 15、議案第 16 号芸西村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 16 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 16 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 16》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 16、議案第 17 号令和 6 年度芸西村一般会計補正予算（第 7 号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 17 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 17 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 17》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 17、議案第 18 号令和 6 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 18 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。
従って、議案第 18 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 18》

- 仙頭 一貴 議長
日程第 18、議案第 19 号令和 6 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 19 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 19 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 19》

- 仙頭 一貴 議長
日程第 19、議案第 20 号令和 6 年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 20 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 20 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 20》

- 仙頭 一貴 議長
日程第 20、議案第 21 号令和 6 年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算（第 2 号）を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 21 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 21 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 21》

- 仙頭 一貴 議長
日程第 21、議案第 22 号令和 6 年度芸西村簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 22 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 22 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 22》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 22、議案第 23 号令和 6 年度芸西村下水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 23 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 23 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 23》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 23、議案第 24 号令和 7 年度芸西村一般会計予算を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。9 番岡村星弥君。

○ 岡村 星弥 議員

おはようございます。9 番岡村星弥です。議案 24 号について質疑させていただきます。
令和 7 年度芸西一般会計予算 55 ページ、みらい輝く住まい応援奨励金、そして 57 ページ、みらい育む奨学金返還支援補助金について具体的な積算根拠をお聞きします。

○ 仙頭 一貴 議長

吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

おはようございます。岡村星弥議員の質疑についてお答えいたします。
みらい輝く住まい応援奨励金ですが、人口減少対策として、移住または定住されている 35 歳未満の方、または中学生以下の子どもを養育する世帯を対象に、新築住宅建設や中古住宅の購入費用を支援するものです。奨励金として、1 戸の住宅当たり 100 万円を上限としておりまして、そこから U ターンや I ターンの方に加算することとしております。最大で 300 万円の奨励金を交付することとしております。さらに、子どもを養育する世帯につきましては、子どもの数に応じて 10 万円から 30 万円を加算する考えであります。
予算の根拠、内訳としましては、定住者の世帯 100 万円を 5 世帯分、U ターン世帯として 200 万円を 2 世帯分、I ターン世帯としまして 300 万円を 3 世帯分、子ども加算分として 200 万円、以上合計しまして 2000 万円を計上させていただいております。
続きまして、みらい育む奨学金返還支援補助金につきましても、人口減少対策として 35 歳未満の方を対象に奨学金返還を支援するものです。移住者、定住者問わず、村に居住して 1 年以上たっており、奨学金を返済している方で、年間の返済金額または 30 万円のいずれか少ない額を最大で 5 年間支援するものです。
予算の内訳としましては、対象となる返済中の 18 歳から 34 歳の方を 94 人で月の返済額を 1 万 6000 円と

仮定しまして、合計で1804万8000円を計上させていただいております。

いずれの事業も交付する金額や対象者はおおむね定めておりますが、現在、用語の定義、要件、申請書類の提出方法、確認の方法など詳細について最終的な詰め作業を行っておりまして準備をしております。以上、説明となります。

○ 仙頭 一貴 議長

他に質疑はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第24号は原案のとおり決定しました。

《日程第24》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第24、議案第25号令和7年度芸西村国民健康保険特別会計予算を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第25号は原案のとおり決定しました。

《日程第25》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第25、議案第26号令和7年度芸西村介護保険事業特別会計予算を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第26号は原案のとおり決定しました。

《日程第26》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第26、議案第27号令和7年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。
これから議案第 27 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 27 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 27》

- 仙頭 一貴 議長
日程第 27、議案第 28 号令和 7 年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 28 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 28 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 28》

- 仙頭 一貴 議長
日程第 28、議案第 29 号令和 7 年度芸西村簡易水道事業会計予算を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 29 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 29 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 29》

- 仙頭 一貴 議長
日程第 29、議案第 30 号令和 7 年度芸西村下水道事業会計予算を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 30 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 30 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 30》

- 仙頭 一貴 議長

日程第 30、議案第 31 号区域外路線の認定についてを議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 31 号を採決します。
本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 31 号は原案のとおり認定しました。

《日程第 31》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 31、議案第 32 号芸西村憩ヶ丘運動公園の指定管理者の指定についてを議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 32 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 32 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 32》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 32、閉会中の継続調査の申し出を議題にします。各常任委員会並びに議会運営委員会から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りします。各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに、ご異議ありませんか。 [「異議なし」の声]
異議がないようですので、各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

《閉会》

○ 仙頭 一貴 議長

以上をもちまして、本会議に付議された事件は全て終了しました。よって、会議規則第 8 条の規定により、令和 7 年第 1 回芸西村議会定例会を閉会します。

[9 : 30 閉会]